

比較表 諸外国における年少者・演劇子役等の就業可能時間に係る法制の概要

1. 年少者 (満 18 歳未満)

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法令	労働基準法 (1947 年制定)、児童福祉法 (1947 年制定) (学校教育法 (1947 年制定)、民法 (1898 年制定)) 条文番号は特に断りのない限り、労働基準法のもの。	公正労働基準法	カリフォルニア州としての労働法典、教育法典等。	ニューヨーク州法としての労働法、学校教育法、職業紹介法等。	1933 年児童および年少者法、1963 年児童および年少者法、1996 年教育法、1920 年女性・年少者および児童の雇用法、1998 年児童 (職場での保護) 規則第 1 および第 2、地方当局の定める条例	年少労働者保護法 (1976 年制定)、年少者保護法 (2002 年)、民法 (1900 年) ○年少労働者保護法で定める児童とは、15 歳未満のものをいう。 ○この法律で定める年少者とは、15 歳以上で 18 歳未満のものをいう。 ○全日制就学義務の下にある年少者には、その年齢にかかわらず、児童に関する規定が準用される。 条文番号は、特に断りのない限り、年少労働者保護法のもの。	○労働法典 ○労働協約 労働協約の拡張適用は、(例えば五大労組によって締結され、全国的に適用される場合など) 大臣のアレテにより決定し官報に公表され、個々の使用者の署名を問題とせずに、協約の適用範囲内にあるすべての労働者、使用者に一種強行法規的に適用される。 条文番号は、特に断りのない限り、労働法典のもの。
最低年齢	○満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了していない児童の使用を禁止 (ただし、満 13 歳未満以上 (映画の製作又は演劇の事業については満 13 歳未満でも可) の者については、一定要件の下で使用可)。 【第 56 条第 1 項】	○14 歳以上。	○14 歳以上。	○14 歳未満の児童は、就労できない (学校期間中も休暇期間中も同じ)。 14 歳と 15 歳の児童は、就学時間後と休暇期間中は、働くことができる (但し、工場における労働は原則禁止。工場、ドライクリーニング店、洋服業、靴修理業等) においても、室内の事務や配達などは可)。 15 歳から 17 歳の児童で学校に就学してい	○満 14 歳 (ただし、登校しななければならない日の終業時間後で、かつ、午前 7 時以後または午後 7 時以前で、かつ、登校しななければならない日に 2 時間以内で、かつ、登校しななければならない日に 12 時間以内で、かつ、日曜日に 2 時間以内で、かつ、日曜日以外の登校しなくともよい日に、15 歳未満で 5 時間、15 歳以上で 8 時間以内で、かつ、登校しなくともよい日、週	○児童 (15 歳未満のもの、以下では全日制就学義務の下にある年少者を含む) の就労は禁止される。【5 条 1 項】	○原則 16 歳未満の労働を禁止。【L.211 - 1】 ○スペクタクル・モデルに従事する場合、許可委員会からの許可を受けた場合、月齢 3 か月以上の 0 歳児からの就労が可能。ただし、舞台など生の興行に就労する場合は、9 歳以上でなければならぬ。 (許可申請の受付規定による。労働時間規制の条文【R.211 - 12 - 1、R.211 - 12 - 2】に年齢の

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス	
最低年齢の例外	<p>○満 13 歳以上の児童 (映画の製作又は演劇の事業については満 13 歳未満でも可) については、</p> <p>①製造業、建設業などの事業以外の非工業的の事業に係る職業で、</p> <p>②児童の健康・福祉に有害ではなく、軽易なものについて、</p> <p>③所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、修学時間外に使用可。</p> <p>【第 56 条第 2 項】</p>	<p>○12 歳と 13 歳の未成年者が、親の同意を得て、親と同じ農場で働く場合等。</p>	<p>○12 歳・13 歳で、学校がない日に働くことが認められている。</p> <p>12 歳未満でも、ベビーシッター等は可能。</p> <p>6 歳で、キャンディー等を個別訪問で販売できる。</p> <p>生後 15 日以上で、娯楽産業において許可書を得た場合には、働くことが可能。</p>	<p>ない場合には、特別雇用証明書等を取付た上で、1 年中働くことができる。工場労働の場合には、許可制。</p>	<p>○条例により、軽易な農業または園芸の仕事に親または後見人により 13 歳の児童が時々雇用されること、および、条例で定めた範囲の軽易な仕事に 13 歳の児童が雇用されるのが、認可される【1933 年児童および年少者法 18 条 2 項】</p>	<p>○5 条 1 項の児童就労禁止にもかかわらず、以下の場合、児童を就労させることができ</p> <p>る。</p> <p>・治療・リハビリを目的とした就業</p> <p>・修学期間中の事業所実習</p> <p>・裁判官の指示による就労</p> <p>【5 条 2 項】</p> <p>○13 歳以上の児童については、就労が軽易で児童に適している場合、就労させることができる。就労が軽易</p>	<p>に、15 歳未満で 25 時間、15 歳以上で 35 時間以内で、かつ、1 時間の休憩を置くことなしに、1 日に 4 時間を超えることなく、かつ、1 年間の途中で登校しなくともよい期間中に、雇用から離れた継続する 2 週の期間が確保され、または確保されること、以上を条件とする) 【1933 年児童および年少者法 18 条 1 項】</p> <p>○なお、工業的の事業所及び船における雇用は原則禁止 【1920 年女性・年少者及び児童の雇用法 1 条 1 項・2 項、4 条、付則第 I 部 1 条】</p>	<p>フランス</p> <p>記述あり。</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>○なお、就業制限業務及び次に掲げる業務については、所轄労働基準監督署長の許可を得ることはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公衆の娯楽を目的として曲馬又は軽業を行う業務 ・戸々について、又は道路その他これに準ずる場所において、歌謡、遊芸その他の演技を行う業務 ・旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務 ・エレベーターの運転の業務 <p>【年少則第9条】</p>			<p>ブリッジ大会で随時の雑用等に携わることができる。</p> <p>演劇、ラジオ、テレビ等での実演や子供のモデルに関しては、最低年齢制限はない。</p>		<p>であるとは、当該就労の性質及び特別の諸条件に基づき以下の事項につき悪影響を及ぼさないことをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全、健康及び成長 ・通学及び制限ある機関が認めた職業選択準備又は職業訓練への参加 ・授業を効果的に受ける能力 <p>【5条3項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○監督官庁は、15歳未満の児童であつても、申請に基づき、舞台興行、音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする催し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像の提供並びに映画撮影及び写真撮影などのメディア・文化領域では(以下では単に「メディア・文化領域」、監督官庁の特別許可の下で就労させることができる。【6条】 	<p>ル・映画などの興業に出演する場合(3か月以上の0歳児から可能)</p> <p>【L.211-6、R.211-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○芸術的、あるいは文学的、あるいはスポーツに従事する場合で報酬をうける場合【L.211-4】 ○両親・あるいは一方親権者がサークラスの興業に従事している場合。ただし、12歳未満の就労は不可【L.211-11】 ○農業・商店・食堂などを家庭が経営している場合 ○酒類を販売する飲食店で、未成年を雇用することはできない。ただし、両親、親族が経営する場合を除く。また、職業資格取得のための研修の場合も、未成年の就労が認められる。【L.211-5】 ○16歳以下の生徒について、研修を受け入れる企業に対しては、教員によって構成させる組織が視察を行い、労働条件等について、児童の所属教育機関と協定を締結する。【L.211-1】 ○アクロバット、サーカスなどに従事する年少者を雇用する者は、年少者の出生を証明する出

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
年少者の証明書	○年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。【第57条】	○特になく、州法のものを用いる(州法のものがない場合に備え、書式は存在している)。	○18歳未満の未成年者が働く場合、労働許可書が必要。ベビーシッターの場合等、いくつもの例外が存在する。なお、別紙で示すとおり、娯楽産業については、これは別の許可書等が必要。学校が、労働許可書を発行。	○原則として、18歳未満の被用者には、雇用証明書または雇用許可書が必要。雇用証明書と雇用許可書の区別は、職種と年齢により、それぞれ書式と要件が区別されている。雇用証明書・雇用許可書には、①親による労働許可、②出生証明書等、③学校医等の健康診断証明書が必要。使用者は、雇用証明書・雇用許可書に署名する義務を負う。使用者は、これらの証明書を事業所のファイルに保管する義務を負う。農業労働許可書、モデル労働許可書、路上販売許可書については、未成年被用者本人が、これを保管する義務を負う。例外として、雇用証明書または雇用許可書を要しないものとして、12歳以上で、両親のために、農場または戸外の業務に従事する場合等がある。使用者は、労働時間表に、労働開始時間、終了時間、および、食事時間等を掲示する義務を負	○14歳以上の児童および年少者が、工業的事業所に雇用される場合には、使用者は、雇用されている児童および年少者全員の名簿および誕生日の記録を保存し、いつでも監督権限を有する者の求めに応じて提示できればならない【1920年女性・年少者および児童の雇用法 1条4項】	○使用者は、就労する年少者のリスト(氏名、生年月日、住所、就労開始日と就労期間を含む)を作成しなければならない。【49条】 ○使用者は、特別許可について事業所に掲示しなければならない。【54条3項】	生手帳・パスポートにより証明する。【L. 211 - 13】 ○スペクタクル・モデルについては、許可申請時に各種の証明書の提出が求められる。【R. 211 - 3】 【R. 211 - 6 - 1】

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
義務教育	○保護者は満6歳～15歳の年度未までの子女を就学せる義務を負う【学校教育法22条、39条】	○州の権限であり、規定なし。	○6歳から15歳までの未成年者は、全日制の学校に通うのが、原則。16歳・17歳で、高校を卒業していない者は、定時制への通学義務あり。	○16歳以下は、フルタイムで学校教育を受ける義務を負う。年齢に関係なく、高校卒業者は、学校へ通学する義務はない。	○義務教育は満5歳から満16歳に達して以後の卒業の日(6月の最終週の金曜日)まで【1996年教育法8条】	○満6歳～15歳(一部の州では16歳)までの児童は就学義務を負う。	○5歳から16歳までが義務教育とされる。ただし、落第した場合で課程が未終了であっても、16歳で義務教育年齢は終了し、就学義務はない。
労働契約	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって労働契約を締結することを禁じる。親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認める場合においては、将来にわかってこれを解除することができる。【第58条】	○州に規制権限があり、規定なし。	○親権者等が、労働許可書において同意する義務あり。学校の担当者、労働局は、児童の学業・健康に問題があると判断したときは、これを否定、または撤回することができる。	○上記の雇用証明書・雇用許可書制度の中で、親・後見人の同意と、学校就学未成年者の場合には、学校の許可等が必要。本人が契約を締結。	○未成年者保護のために、子に代わって契約を締結しまたは子の契約に同意を与えてその効力を確定する、という法定代理人制度は存しない。その代わりに、未成年者の契約をその目的に応じて、①有効な契約、②未成年者が破棄しない限り有効な契約、③未成年者が追認しない限り有効な契約の3つに分類し、未成年者保護のためにあるものを無効または取り消しうるものとするが、雇用契約および類似の契約は、上記の①に該当する契約とされ、職務の性質や当該地域の労働市場の状況に照らし、一般的に期待可能と認められる条件を基準として、通常の条件であれば、その中の条件が未成年者にとり不利益であっても、全体として利益となるものとして認められ、有効とされ、未成年者の契約能	○原則として親又は後見人(法定代理人)が児童に代わって労働契約を締結する。【民法1626条、1629条】 ただし、法定代理人が未成年者に対して役務又は労働に入る権能をあたえたとき、未成年者は、その許された種類の役務又は労働関係の締結又は解約、若しくはその関係から生ずる義務の履行に関する法律行為について、完全な行為能力を有する。【民法113条】	○16歳から18歳未満の未成年者は行為無能力者であり【民. Art. 488 - 1】、未成年保護制度の適用を受ける。しかし、法律、慣習が未成年で行為することを認めている日常行為を行うことは可能。【民. Art. 389 - 3、Art. 450】 契約無能力者とされるのは未解放未成年者16歳未満である。【民. Art. 482】 満16歳に達した後に解放未成年者となることにより、労働契約の締結が可能となる。【民法典Art. 476、481、487】 ○労働契約の締結が未成年でであっても可能。【民. Art. 1308】

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
職業許可権	○子(被後見人)は、親権者(後見人)の許可なしに職業を営むことができな い。親権者は、子がその職業に堪えな い事跡があるとき は、許可を取り消 し、又は制限するこ とができる【民法第 823条、859条】	○原則として、規定な し。例外として、上記 の12歳と13歳の未成 年者が、親の同意を得 て、親と同じ農場で働 く場合等がある。	○同上。	○同上。 18歳未満の子役は、別 紙のとおり、これとは別 の許可書が必要。	力が認められる。 ○1989年児童法2条に 定められている「親の責 任」には、未成年者の子 に対する職業許可権は含 まれていないと解されて いる。	○職業許可権につい て規定なし。 ○親は、訓練及び職業 に関して、子の適性及 び素質を考慮しなけ ればならない。【民法 1931a条】	○船員、炭坑労働の坑道 内における就労など、18 歳以下の男性であって も、地下など特定の職種 において、監督官庁、裁 判所、保護者の許可等が 必要となる場合がある。 【L. 711 - 4】
賃金請求権	○親権者又は後見 人が、未成年者に代 わって賃金を受領 することを禁止。未 成年者は独立して 使用者に賃金を請 求しうる権利を持 つ【第59条】	○州に規制権限があ り、規定なし。	○通常は、未成年者本人 にある。	○通常は、未成年者本人 にある。	○親権者又は後見人が、 未成年者に代わって賃金 を受領することを禁止 し、未成年者が独立して 使用者に賃金を請求しう る権利を持つことを定め る制定法上の規定は存し ないが、未成年者には雇 用契約その他類似の契約 に関して、コモン・ロー 上契約能力が認められる ことから、未成年者は、 独立して使用者に賃金を 請求することができても のと解される。	○規定なし。親は子を 代理するので、賃金を 受領することができ る。 ○16歳以上であれば、解 放未成年者として行為 能力を持つことがこの 可能となる。【民法典 476、481、487】 ○労働契約を締結しう る【民法典Art.1308】の で、賃金請求権を持つ。	○16歳以上であれば、解 放未成年者として行為 能力を持つことがこの 可能となる。【民法典 476、481、487】 ○労働契約を締結しう る【民法典Art.1308】の で、賃金請求権を持つ。
財産管理	○親は子の財産の 管理・代表権を持 つ。ただし、その子 の行為を目的とす る債務を生ずべき 場合には、本人の同 意を得なければな らない。【824条】 ○後見人は、被後見 人の財産管理・代表	○州に規制権限があ り、規定なし。	○クーガン法の規定を 除けば、特別規定は存 しない。	○ニューヨーク州のク ーガン法たる2003年児 童実質家教育信託法を 除けば、特別規定はな い。	○1989年児童法2条に定 められている「親の責任」 に、未成年者の子の財産 を管理することが含まれ ていと解されている。	○親は子を代理し、子 の財産を管理する。 【民法1929条】	○16歳で労働契約締結 をし得るし、また、解放 未成年者として行為能 力を持つので、通常の労 働であれば、賃金を得て 財産管理を行うことが できる。ただし、商行為 はできない。【民法典 Art.1308、476、481、487、 389 - 3、450】

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
労働時間	<p>権をもつ。【859 条】</p> <p>○満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了していない児童を、修学時間を通算して 1 週間について 40 時間、修学時間を通算して 1 週間について 7 時間を超えて労働させることはできない。【第 60 条第 2 項】</p>	<p>○16 歳以上は、規制なし。</p> <p>14・15 歳が学校のあつる場合：① 1 日 3 時間、② 週 18 時間。</p> <p>14 歳・15 歳が、学校のない日：① 1 日 8 時間、② 週 40 時間。</p>	<p>○16 歳・17 歳：授業期間中は、① 学校の日は 4 時間、② 学校のない日、または、学校の前の日は 8 時間、③ 週の最大労働時間数は 48 時間。休暇期間中は、① 1 日 8 時間、② 週の最大労働時間数は、48 時間。就業可能時間帯は、午前 5 時から夜 10 時まで。翌日に学校のない日の夜は、深夜 0 時 30 分まで。</p> <p>14 歳と 15 歳：授業期間中は、① 学校の日は 3 時間、② 学校の日は 8 時間、③ 週の最大労働時間数は、18 時間。休暇期間中は、① 1 日 8 時間、② 週に 40 時間。就業可能時間帯は、朝 7 時から午後 7 時まで。夏季休暇中は、朝 7 時から午後 9 時まで。</p> <p>12 歳と 13 歳：学校がない日と学校が休暇である日のみ、働ける。休暇期間中は、① 1 日 8 時間、② 週に 40 時間。就業可能時間帯は、朝 7 時から夜 7 時。夏季休暇期間中は、朝 7 時から夜 9 時まで。</p>	<p>○学校期間中の 14 歳・15 歳：農業労働等を例外として、① 1 日あたり最大労働時間は、学校のある日が 3 時間、他の日は 8 時間、② 1 週間の最大労働時間は、18 時間 (但し、就労学習プログラムに登録した学生に関する例外あり)、③ 1 週間の最高勤務日数は、6 日間、④ 就労可能時間帯は、朝 7 時から夜 7 時まで。</p> <p>学校期間中の 16 歳・17 歳：農業労働等を例外として、① 1 日あたりの最大労働時間は、翌日に学業がある日が 4 時間、他の日は 8 時間 (但し、承認された共同教育プログラムに登録した学生に関する例外あり)、② 1 週間の最大労働時間は、28 時間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、③ 1 週間の最高勤務日数は、6 日間 (但し、承認された共同教育プログラムに登録した学生に関する例外あり)、④ 就労可能時間帯は、朝 6 時から夜 10 時まで (翌日に学校がある日に朝 6 時から夜 10 時または深夜 0 時まで働く場合</p>	<p>○児童 (= 義務教育年齢以下の者) を、登校しななければならない日に 2 時間を超えて、登校しななければならない日に 12 時間を超えて、日曜日に 2 時間を超えて、日曜日以外の登校しななくともよい日に、15 歳未満で 5 時間、15 歳以上の年齢で 8 時間を超えて、登校しなくともよい週に、15 歳未満で 25 時間、15 歳以上で 35 時間を超えて、労働させることはできない【1933 年児童および年少者法 18 条 1 項】</p> <p>○年少者については、1 日 8 時間、週 40 時間【1998 年労働時間規則 reg.5A】</p>	<p>○年少者は 1 日につき 8 時間及び 1 週につき 40 時間を超えて就労させてはならない。【8 条 1 項】</p> <p>ただし、</p> <p>○年少者がより長い連続した自由時間を得るために、祝日と接続している週日を休業した場合、その行われなかった労働時間を休業した週を含む連続した 5 週間の中の他の週日に配分することができる。ただし、5 週間で平均して 1 週 40 時間、及び 1 日 8 時間 30 分を超えてはならない。【8 条 2 項】</p> <p>○1 日の労働時間が 8 時間に満たない場合には、使用者は年少者を、同一の週の別の日に 8 時間 30 分まで就労させることができるとする。【8 条 2a 項】</p> <p>○使用者は職業学校に通学するため年少者に対し労働を免除しななければならない。使用者は、以下の場合年少者を就労させてはならない。</p> <p>・午前 9 時に開始する</p>	<p>○1 日、8 時間、週法定労働時間 (35 時間) を超えて労働させることはできない。</p> <p>【L. 212 - 13 罰則、R. 261 - 6、R. 260 - 1】</p>

日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス						
			<p>には、親権者と学校関係者の書面による同意が必要。翌日に学校がない日に深夜 0 時まで働く場合には、親権者の書面による合意が必要)。 学校がない休暇中の 14 歳・15 歳：農業労働等を例外として、①1 日あたりの最大就労時間は、8 時間、②1 週間の最大就労時間は、40 時間、③1 週間の最高勤務日数は、6 日間、④就労可能時間帯は、朝 7 時から夜 9 時まで (6 月 21 日から勤労感謝の日 (9 月第 1 月曜日) まで)。 学校がない休暇中の 16 歳・17 歳、および、学校に行っていない 16 歳・17 歳：農業労働・新聞配達・路上販売を例外として、①1 日あたりの最大就労時間は、8 時間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、②1 週間の最大就労時間は、48 時間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、③1 週間の最高勤務日数は、6 日間 (但し、リゾート地区に関する例外あり)、④就労可能時間帯は、朝 6 時から深夜 0 時まで (但し、リゾート地区に関する例外あり)</p>		<p>講義前、 ・職業学校 (45 分授業で 5 時間) の通学日のうち週 1 日 (通学日は 8 時間の労働時間に換算される) ・計画されたブロック講義 (最低 25 分で 5 日以上) のある職業学校の講義週 (講義週は 40 時間の労働時間に換算される) (職業学校に通学しても賃金はカットできない)。</p>							

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス	
				<p>あり)。 農業労働に従事する 12 歳・13 歳： いちご等を手で収穫する業務に関して、①1 日あたりの最大就労時間は、4 時間、②1 週間の最大労働時間に関する規制なし、③1 週間の最高勤務日数に関する規制なし、④就労可能時間帯は、6 月 21 日から勤労感謝の日までが、朝 7 時から夜 7 時までで、勤労感謝の日から翌年の 6 月 20 日までが、朝 9 時から夕方 4 時まで。 農業労働に従事する 14 歳・15 歳：いかなる農業労働に従事することについても、一切の規制はない。 新聞配達等に従事する 11 歳から 18 歳：新聞配達、および、新聞、商業広告誌、定期刊行物を住宅や商業施設に販売し、または、配達する業務について、①1 日あたりの最大就労時間は、学校がある日が 4 時間、他の日が 5 時間、②1 週間の最大労働時間に関する規制なし、③1 週間の最高勤務日数に関する規制なし、④就労可能時間帯は、朝 5 時から 7 時(ま</p>				

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
休憩	○労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。 【第34条】	○特に、規定なし。	○未成年者用の特別規定なし。	○未成年者用の特別規定なし。 たは日没の30分前のいずれか遅い方。路上販売を行う14歳から18歳：新聞を路上で自営業として行う場合、または、靴磨きを自営業として行う場合、①1日あたりの最大就労時間は、学校がある日が4時間、他の日が5時間、②1週間の最大労働時間に関する規制なし、③1週間の最高勤務日数に関する規制なし、④就労可能時間帯は、朝6時から夜7時まで。	○児童(＝義務教育年齢以下の者)を、1時間の休憩を置くことなしに、1日に4時間を超えて、働かせてはならない【1933年児童および年少者法18条1項】	○年少者には、事前に確定した適当な長さの休憩を与えなければならない。休憩は、4.5時間から6時間未満の労働時間の場合30分以上、6時間以上の労働時間の場合60分以上を与えなければならない。 【11条1項】	○労働時間が4時間30分を超えた場合、18歳未満の若年労働者に対して、少なくとも30分の休憩時間を与えられる【L. 212 - 14】 【罰則R.261 - 5】
時間外労働	○満18歳未満の者には、原則として時間外労働をさせることはできない。 【第60条第1項】 ○15歳以上18歳未満の者について、1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、1	○16歳以上の場合、規制なし。 16歳未満の場合には、上記の労働時間総数内での労働しか認められない。	○未成年者用の特別規定なし。 上記の労働時間総数内での労働しか認められない。	○未成年者用の特別規定なし。 上記の労働時間総数内での労働しか認められない。	○児童に対しては時間外労働をさせることはできない【1933年児童および年少者法18条1項】 ○年少者については所定労働時間を含む労働時間が、1日8時間、週40時間を超えてはならない【1998年労働時間規則reg.5A】	○年少者には、原則として1日8時間、1週40時間を超えて時間外労働をさせることはできない。 【8条】 ○しかし、使用者は、緊急時の一時的で延期できない労働に対して、成人を使用できない場合に限り、上記	○1日8時間、週法定労働時間(35時間)を超えて労働させることは出来ない。【L. 212 - 13】 ○ただし、協約を締結し、労働監督官の許可を得た場合には、5時間の範囲内で、週の法定労働時間を超えて労働することが可能である。ま

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合には、他の日の労働時間を10時間まで延長可能。【第60条第3項1号】					の上限を超えて、年少者を就労させることができる。【21条1項】この場合、超過労働を行った週に続く3週間内に、労働時間を短縮して調整しなければならぬ。【21条2項】	た、産業界の同意も必要である。【L.212-13】
休日	○満18歳未満のものには、原則として休日労働をさせることはできない【第60条第1項】	○特に、規制なし。	○未成年者用の特別規定なし。上記の労働時間総数内の労働しか認められない。	○未成年者労働の場合について、休日に関する特別規定は、労働時間規制の中に組み込まれている。	○児童については、休日の権利については、法令に定めはない ○年少労働者は原則として、7日間ごとに少なくとも48時間の連続した休息期間に対する権利を有する【1998年労働時間規則 reg.11(3)】	○年少者は、週5日間のみ就労させることができる。【15条】 ○年少者は、土曜日及び日曜日に就労させてはならない。【16条1項】【17条1項】 ○ただし、例外として、土曜日の就労は、病院、老人・介護施設、閉店法の適用のあるすべての販売所、パン屋、お菓子屋、交通機関、農・畜産業、家族事業、旅館施設、劇場、音楽・演劇及び放送局での実演等で許される。また、日曜日の就労は、病院、老人・介護施設、農・畜産業、音楽・演劇及び放送局での実演等で許される。【16条2項】【17条2項】	○日曜は休日とする。【L.221-5】 ○18歳未満の日曜労働は禁止。ただし、コンセイユ・デ・タのデクレによって認められている特別な業種において研修を行う、18歳未満の年少者については、この限りではない。【L.221-3】 ○週休は最低でも24時間与えるものとする。【L.221-4】 ○18歳未満の労働者は週休2日を付与する。【L.221-4】 ○協約等によって就労が認められている。また、正当性が認められる場合には、18歳以下の労働者で義務教育が終了している者の終業と労働開始時間の間を最低36時間まで短縮することが可能である。【L.221-4】 この適用条件は、コンセイユ・デ・タのデクレによって規定され、労働監

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
休息期間	○該当する規定なし	○特に、規制なし。	○特に、規制なし。	○特に、規制なし。	○1 年間で登校しな くともよい期間中に、雇 用から離れた継続する 2 週の期間が確保され、ま たは確保されうること 【1933 年児童および年 少者法 18 条 1 項】	○年少者には、1 日の 労働時間終了後、連続 して 12 時間以上の自 由時間を与えなければ ならない。【13 条】	○18 歳未満の労働者・研 修者については、労働と 労働との間に、12 時間の 休息期間がおかれなけ ればならない。【L. 213 - 9】 ○16 歳以下の場合には 14 時間の休息期間がおか れなければならない。 【L. 213-9】
深夜業 (就労 可能時間帯)	○満 15 歳に達した 日以後の最初の 3 月 31 日が終了してい ない児童を午後 8 時 から午前 5 時までの 間に使用してはな らない。【第 61 条第 5 項】 ○ただし、 ①法第 33 条第 1 項 の規定により時間 外・休日労働を行わ せる場合 ②農林水産業 ③電話交換の業務 はこの限りではな い。 【第 61 条第 3 項】 ○満 18 歳に満たな い者については、午 後 10 時から午前 5 時までの使用を禁 止。【第 61 条第 1 項】	○16 歳以上について は、規制なし。 14 歳・15 歳は、学校 の授業期間中は、朝 7 時から夜 7 時まで。夏 季休暇期間中は、朝 7 時から夜 9 時まで。	○深夜業に関する規制 は、上記の労働時間規制 の中に組み込まれてい る。	○深夜業に関する規制 は、上記の労働時間規制 の中に組み込まれてい る。	○児童の場合には、就労 可能時間帯が、午前 7 時 から午後 7 時までに制限 されているので、夜間労 働をさせることができな い【1933 年児童および年 少者法 18 条 1 項】 ○年少労働者について は、1998 年労働時間規則 reg.6A により、原則とし て夜間労働は禁止されて いる。ただし、年少労働 者が、病院その他の類似 施設で雇用されている場 合、ないしは文化、芸術、 スポーツ、ないし広告の 活動に関して雇用されて いる場合には、夜間労働 禁止の規定は適用されな い【reg.27A(2)】。また、 年少労働者が、(a)農業、 (b)小売業、(c)郵便ないし 新聞配達、(d)ケーターリン	○年少者は、原則とし て午前 6 時から午後 8 時までの間だけ就労 させることができる。 【14 条 1 項】 ただし、16 歳以上の 年少者は、 ①ホテル・興行事業で は午後 10 時までの 間、 ②交替制勤務のある 事業所で午後 11 時ま での間、 ③農業で午前 5 時から 午後 9 時までの間、 ④パン・ケーキ製造業 で午前 5 時から (ただ し、17 歳以上では午 前 4 時から)、 就労させることがで きる。 しかし、職業学校に通 学する前日は、講義が なければならぬ。	○夜間労働は 18 歳未満 の労働者に対しては禁 止される。【L.213-7】 ただし、労働監督官の 許可を得た場合は、商 業、スベクタクル、にお いて就業が認められる。 また、コンセイユ・デ・ タのデクレの規定に従 い、パン屋、レストラン、 ホテルでも就業が可能 である。【R.213-9】 ○若年労働者が禁止さ れる夜間労働とは、16 歳 から 18 歳までは午後 10 時から午前 6 時である。 また、16 歳以下の場合 は午後 8 時から午前 6 時 である。【L.213-8】 ○深夜業に従事した年 少者には、連続した 12 時間の休息時間を与え なければならぬ。

日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
				<p>グ事業、(e)ホテル、パブ、レストラン、バー、その他類似の施設、(f)パン屋に、雇用されている場合で、なおかつ、年少労働者の使用者が、サービスのない生産の継続を維持するため、もしくはサービスのない生産への需要の急増に対応するため、年少労働者に従事するよう命じる場合で、かつ、当該仕事を行うことができる成人労働者がいない場合で、かつ、当該仕事を年少労働者が行うことが、当該年少労働者の教育ないし訓練に都合な影響をもたらすものでない場合には、夜間労働禁止の規定は適用されない【reg.27A(3)】。</p> <p>なお、これらの2つの夜間労働禁止の規定が適用されない場合において、年少労働者が、それがなければ休息期間であった、ないしは休憩時間であった時間中それに従って労働する場合には、当該年少労働者は、その保護のために必要である場合には、成人労働者によって監督され、かつ、それら期間に相当する補償休息を与えられなければならない【reg.27A(4)】</p>	<p>午前9時開始の場合、上記①～③にもかかわらず、午後8時までしか就労させることができない。</p> <p>【14条2～4項】</p>	<p>【L. 212 - 9】</p> <p>○事故、事故処理などきわめて緊急な場合に、成年労働者が就労できないう場合、年少者を一時的に深夜業に充当しうる。しかし、その後3週間以内に、代償休暇が与えられなければならない。</p> <p>【L. 213 - 10】</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
休暇	○成年と同じ。使用者は、雇い入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10日の有給休暇を与えなければならない。更に勤務年数に応じて上限20日の有給休暇を与えなければならない。 【第39条】	○規制が存在せず。	○休暇に関する直接規制なし。	○休暇に関する直接規制なし。	○年少労働者は、原則として、継続する13週の雇用期間があれば、4週間の有給休暇の権利を取得する【1998年労働時間規則 reg.3(2), reg.13】 ○1998年労働時間規則は児童には適用がないとの判例により、年少労働者の権利はない	○使用者は、以下のようにならなければならない。 ①年次に16歳未満の年少者に対して30日以上、 ②年次に17歳未満の年少者に27日以上、 ③年次に18歳未満の年少者に25日以上。 【19条】	○年少労働者は、1か月の労働期間につき、2・5日の割合で、最長30労働日まで与えられる。また、協約に基づき労働年数が増えるにつれ、増加する形態をとっている。1年間継続勤務者には、30労働日を含む5週間の年休が与えられる。ただし、勤務日数が短い若年労働者であっても、長期休暇が取得でき、若年労働者、見習いで前年度の4月30日に21歳以下のもは、本人が希望するのであれば、30日労働日の年休の権利を認めている。ただし、この年休は、1か月の実労働に月2・5日という形で獲得した分だけが有給日として扱われる。【L.223-3】
使用許可手続 行政官・各学校長等	○児童の使用許可申請の際には、児童の年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書が必要。 【年少則第2条】	○一般規定としては、未成年者に対して最低賃金未満の賃金を支払うことが認められるいくつかの場合について、許可手続が存在している。	○未成年者が通う学校が、労働許可書を発行。条件に反する場合や、違反などの場合には、取消し、撤回がなされる。	○上記、年少者に対する就業証明書・就業許可書の欄を参照のこと。	○許可の手続は、地方当局の条例により定められている	○児童の就労のための特別許可申請の際には、 ①親権者の就労同意書、 ②3か月以内に医師により発行された健康証明書 ③授業進行に遅れないことの校長の証明書 ④青少年保護委員会の同意書	○演劇児童の就労は許可制となっている。【L.211-6、L.211-7】 ○職業研修の場合は14歳から可能（義務教育終了の2学年前）ただし、生徒が所属している教育機関と企業の協定締結が必要。【L.211-1】

日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
サンクショ	<p>○連邦公正労働基準法は、労働省長官に、その未成年者に関する個別の違反、または、その他の規定に関する違反に対して、最大1万ドルの民事罰を科す裁量権限を与えている。</p> <p>この民事罰は、他の刑事上の罰金・禁錮、差止命令による制限に加えて課されることになる。</p>	<p>○民事罰を2種類に分け、重いクラスAの違反に対しては、5000ドル以上、1万ドル以下の罰金が科せられる。軽いクラスBの違反には、500ドル以上、1000ドル以下の罰金。これとは、別に、労働時間に関する違反に対しては、最初の違反に対して500ドル、2度目の違反に対しては1000ドルの罰金。</p> <p>刑事罰、1万ドル以下の罰金、または、6ヶ月以下の郡拘留所における禁錮刑、または、その双方。</p>	<p>○労働法、産業法、労働省の規則、命令等に違反した場合には、罰金、禁錮刑またはその双方が科される犯罪行為となる。また、未成年者を違法に雇用した場合には、最初の違反に対して1000ドル、2度目の違反に対して2000ドル、3度目以降の違反に対して3000ドルの民事上の罰金が科される。</p> <p>未成年者を違法に雇用しているときに、当該未成年者が、重傷を負い、または、死亡した場合に、このような違反に対して科される刑罰のうち、もつとも重いものに3倍をかけた刑罰が科される。</p> <p>18歳未満の未成年者が、これらの未成年者の就労を禁じている労働法または産業法の規定</p>	<p>○最低年齢等について定める1933年児童および年少者法18条および同条に基づき制定された条例に違反して児童が雇用されている場合には、その使用者およびその行為が違反となつていいるあらゆる者は、罪を犯した者として、標準レベル3を超えない罰金(1000ポンド未満)の刑罰を受ける【同法21条1項】</p>	<p>【6条2項】 が必要。 ○6条に定める特別許可は、カバレット、ダンスホール、同種の事業並びに遊園地、定期市、ショーその他の催しについては与えてはならない。 【6条1項】 ○最低年齢に関する規定に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項1号】 ○年少者の労働時間・深夜業に関する規定に違反した使用者は、1万5000ユーロの過料が科せられる。【58条1項5号、11号】 ○特別許可発給前に児童を就労させた使用者は、2500ユーロの過料を科せられる。【59条1項1号】</p>	<p>若年労働者に関して違反があった場合、 ○夜間労働【R.261-7】 ○週休【R.262-1】 ○年休【R.262-6】 ○安全衛生【R.263-1】 ○祭日【R.262-3】 について規定がある。また、児童労働については、児童労働について違反の場合は、【L.260-1】に、スペクタクル・モデルの場合は、【L.261-1-261-6】にそれぞれ規定がある。許可委員会への申請違反は、初犯3750ユーロの罰金、再犯4か月以下の懲役、7000ユーロの罰金、モデル児童の就労日、就労時間規制違反、危険な曲芸などの就労の場合は、5年以下の懲役、7万5000ユーロの罰金である。</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
<p>危険・有害業務の就業制限</p>	<p>○満 18 歳に満たない者が危険有害業務に就かせてはならない。(運転中の機械若しくは動力伝動装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝動装置にペルト若しくはロープの取り付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーン等の運転等危険な業務、重量物を取り扱う業務、毒劇物等の有害な原料若しくは材料、又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有毒ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福</p>	<p>○18 歳未満の未成年者は、連邦労働児童局長が、未成年者に有害・危険と定めた職業に従事することには従事しない。 16 歳・17 歳の未成年者は、有害業務命令で禁止された 17 種の職業(たとえば、爆発物取扱い業務)を禁止されている。 また、14 歳・15 歳の未成年者は、一部の例外的ほか、製造業の業務、鉱工業の業務、有害業務等に就くことができない。</p>	<p>○連邦法上の規制を、原則的に採用。 これに加え、アルコールが販売・消費される場所における雇用の制限や、不道徳な場所と活動に関する制限などが加えられている。</p>	<p>○18 歳以下の未成年に対して、就業またはその補助が禁止される職業は、建設作業や放射線作業など、詳細な規定が置かれている。但し、これらの業務に関しても、未成年者個人が、州労働省長官が指定する見習いプログラムの登録している場合には、就業できる場合がある。 16 歳以下の未成年に対して、就業またはその補助が禁止される職業には、工場内または工場に関連する業務等がある。</p>	<p>○工業的事業所(鉱山、採石場等の鉱業、製造業や修理業等、建設業、修繕業、解体業等、運輸業等)および娯楽における 14 歳未満の児童の雇用は、原則として禁止されている。ただし、家族労働の場合には、13 歳未満の児童を雇用してもよい【1920 年女性・年少者および児童の雇用法 1 条 1 項・2 項、4 条、付則第 1 部 1 条・2 条】 ○地方当局は、危険・有害業務に児童が従事しないよう、条例により、特定の職種における児童の雇用を完全に禁ずることができ【1933 年児童および年少者法 18 条 2 項】</p>	<p>○年少者は、以下の業務に従事させてはならない。 ①心理的・精神的労働能力を超えた業務 ②道徳的危険にさらされる業務 ③年少者にとつて安全意識又は経験を欠いているため、認識し、回避できないと認められる災害危険を有する業務 ④異常な気温又は湿度のために危険がある業務 ⑤騒音、振動又は放熱による有害な影響にさらされる業務 ⑥化学製品法に定める有害物質の有害な影響にさらされる業務 ⑦E.U 指令 90/679 (1990 年 11 月 26 日)に定めるバイオ作業機材の有害な影響にさらされる業務【22 条 1 項】 ○出来高労働その他労働速度を高めることにより高い報酬を</p>	<p>○若年労働者の道徳性を傷つけるような書籍、印刷物、絵画、デッサン、その他のもの、などの製作、運搬、販売【R.234-2】 ○16 歳以下の若年労働者を屋外店舗で雇用することを禁止する【R.234-3】 ○18 歳未満の若年労働者を屋外店舗で 6 時間以上就労させてはならない。2 時間以上就労させるときは、少なくとも 1 時間以上の間隔を空けること。20 時以降あるいは零度以下の気温の場合には、絶対に就労させてはならない【R.234-4】 ○取扱重量制限については若年労働者が運ぶ場合、三輪車、四輪車等運搬手段ごとに重量制限がある【R.234-5～R.234-6】 ○18 歳以下の若年労働者に対して、禁止される業務として、【R.234-11～R.231-23】まで禁止業務が列挙されている。対象となる業務は、危険業務、有害業務などであ</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	社に有害な場所に就かおける業務に就かせてはならない。 【第62条】					得る労働に年少者を付けてはならない。 【23条】	る。いくつかの例を挙げると ○稼働している機械、トランスミッションなどの操作、点検、清掃、試験、注油、すず払いなど 【R. 224-11】 ○18 歳未満の者の裁断機械を使用する業務の禁止 【R. 234-12】 ○農業用、林業用トラクターを運転する業務 【R. 234-12-1】 ○水蒸気、ガス、液化ガス、危険有害物質等を扱う業務 【R. 234-15～R. 234-16】 ○屠殺業務における就労制限 【R. 234-20】などである。
禁止行為	○公衆の娯楽を目的として、15 歳未満の児童にかかるわざり又は曲馬をさせる行為を禁止 【児童福祉法第 34 条 3 項】 ○15 歳未満の児童に戸々又は道路他の場所や歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為を禁止 【児童福祉法第 34 条 4 項】	「危険・有害業務」の項を参照のこと。	○連邦規則に於いて、一定の機械等を用いる業務や、特定の危険業務に従事することを禁止。 娯楽産業に関しては、16 歳未満の未成年者は、①網渡り、アクロバット、曲芸などが禁止、②娯楽産業に関する労働許可書が発行されている場合を除き、歌唱や音楽演奏業務が禁止。	「危険・有害業務」の項を参照のこと。	○路上での営業への雇用は原則禁止 【1983 年児童および年少者法 20 条 1 項】	○該当する規制なし。	○16 歳未満の児童を由返り、関節をはずして体を動かすこと、あるいは生命、健康、精神に対して危険な行為に従事させてはならない 【L. 211-11】 ○児童の両親が、軽業師、動物使い、サーカスの団長などの業務に従事している場合を除き、16 歳未満の児童を興業で就労させることは禁止される。また、両親が、軽業師、動物使い、サーカスの団長などの業務に従事している場合に

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス	
民営職業紹介等の規制	<p>(本項目は年少者に限らない)</p> <p>○港湾運送・建設業を除き、厚生労働大臣の許可を受けて行うことができる。</p> <p>【職業安定法第 32 条 11 項、第 30 条】</p> <p>○求職者からの手数料の徴収については原則禁止。【法第 32 条の 3】</p>	<p>○特に、規制なし。</p>	<p>○未成年者に関する特別規制としては、芸能実演を行う未成年者に対して、芸能代理法上の規定があるのみ。</p>	<p>○職業紹介業者が、未成年者に職業紹介を行う場合は、ニューヨーク州の労働法、学校教育法の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>○原則自由であるが、法令等に違反した場合は、雇用審判所の判決により、10 年以下の従事禁止命令が出される【1973 年民営職業紹介事業法 3 条 - 3D 条】</p> <p>○求職者からの手数料の徴収については原則禁止【1973 年民営職業紹介事業法 6 条】</p>	<p>○すべての民間職業紹介事業者は年少者についても、その就労が認められている者については職業紹介を行うことができる。</p> <p>○求職者からの報酬(手数料)は原則として 2000 ユーロを超えてはならない。しかし、芸術家等の特定の職業については、この報酬の上限は適用されない。</p> <p>民間職業紹介事業者</p>	<p>○職業紹介は主として、公立職業紹介所によって行われ【L. 311-7~L. 311-8】、26 歳以下を対象とした若年雇用専門の部門がある。</p> <p>また、ほぼ独占状態であった職業紹介が一部民間に開放され(2005 年 1 月 18 日法)た。これは、事前行政認可を受ける必要がある。</p> <p>炭坑夫・船員等の特殊な業種については別途規定がある。18 歳以下の船</p>	<p>あつても、自分たちの 12 歳未満の子どもをサカス等の興業に就労させることは出来ない【L. 211-11】</p> <p>○また、父母、親権者、後見人などが児童を、サカス等の興業に従事する者、浮浪者・物乞いを業とする者の監督下に、無償または有償で委ねた場合には、罰則の適用を受ける【L. 211-12】。</p> <p>【L. 211-11】に明示される職業に従事する者は、監督下にある児童の出生証明書抄本を所持し、パスポート等によって児童の出身並びに身元を証明しなければならない【L. 211-13】</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
<p>児童の外出規制</p>	<p>○保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に青少年を外出させないよう努めなければならない。</p> <p>○何人も、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、</p>	<p>○連邦法上は、存在していない。</p>	<p>○市町村の未成年者夜間外出禁止条例により、規制。内容は個々に異なるが、平日は夜10時まで、週末は深夜0時までとする例が多い。例外として、親等が同伴している場合などに加え、通勤も例外とされていることがある。</p>	<p>○州法としては存在していないが、市町村の未成年者夜間外出禁止条例により、規制されている。内容は、個々に異なる。</p>	<p>○特に規定はない</p>	<p>下記の事業への立入が制限される。</p> <p>○16歳未満の児童及び年少者が飲食店に入ることは、親権者もしくは親権を委ねられた者が伴うか、又は午前5時から午後11時までの間に飲食をする場合に限り、許される。【年少者保護法4条】</p>	<p>員に関する法(1997年11月18日法)坑内労働については【L.711-4、R.711-4】</p>
	<p>○保護者は、正当な理由がある場合を除き、深夜(午後11時から翌日午前4時まで)に青少年を外出させないよう努めなければならない。</p> <p>○何人も、正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、</p>	<p>○連邦法上は、存在していない。</p>	<p>○市町村の未成年者夜間外出禁止条例により、規制。内容は個々に異なるが、平日は夜10時まで、週末は深夜0時までとする例が多い。例外として、親等が同伴している場合などに加え、通勤も例外とされていることがある。</p>	<p>○州法としては存在していないが、市町村の未成年者夜間外出禁止条例により、規制されている。内容は、個々に異なる。</p>	<p>○特に規定はない</p>	<p>下記の事業への立入が制限される。</p> <p>○16歳未満の児童及び年少者が飲食店に入ることは、親権者もしくは親権を委ねられた者が伴うか、又は午前5時から午後11時までの間に飲食をする場合に限り、許される。【年少者保護法4条】</p>	<p>○原則として、外出規制はない。一部地域において、非行防止のため、夏期に夜間外出禁止が地域条例で制定された。この点については、コンセインデタの準拠があり、市長には市の特定区域に犯罪行為が多発している場合などの根拠を証明し、その規制が認められる場合の二つを条</p>

	日本	アメリカ (連邦)	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>又はとどめてはならない。</p> <p>○何人も、深夜に外出している青少年に対しては、その保護及び警導に努めなければならぬ。</p> <p>ただし、青少年が保護者から深夜外出の承諾を得ていることが明らかである場合は、この限りでない。</p> <p>○深夜に営業を営む事業者の従業員は、当該時間帯に、施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。</p> <p>【東京都青少年の健全な育成に関する条例15条の4】</p>	○未成年者に対して、一般の最低賃金を下回る賃金の給付を認める特別規定あり。	○カリフォルニア州産業福祉委員会令は、成人の最低賃金の85%以下の支払いを禁ずる未成年者用の最低賃金を定めている。	○最低賃金は、大人と同じ（一部の産業を除いて、時給6ドル）。		<p>○16歳未満の児童及び年少者は、親権者もしくはは養育を委ねられた者が伴わない場合は、ダンス興行に留まることできない。</p> <p>16歳以上の年少者は午前0時までは留まることできる。【年少者保護法5条】</p> <p>○児童や年少者は、娯楽施設又は類似の主に娯楽事業を目的とした施設に立ち入ることは許されない。</p> <p>【年少者保護法6条1項】</p>	<p>件として、13歳以下の青少年者に対して夜間、保護者の同伴なしに外出禁止令を行うことができるとされている。なお、フランスでは、低学年の小学生が保護者の付き添いなく通学することは認められず、送り迎えが義務づけられている。</p> <p>昼間であっても、低学年の児童が保護者の同伴なしに外出することは多くないという生活習慣がある。</p> <p>○酒類を提供する飲食店に16歳以下の者は成人の同伴なく立ち入ることはできない。【Art. L.3342 - 3 code de la santé public】</p>
その他							

2. 演劇子役等 (満 15 歳未満)

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
根拠法令	労働基準法 (1947 年制定) 条文番号は、特に断りのない限り、労働基準法のもの。	労働法、教育法、芸能関係代理法、クーガン法	2003 年子役教育信託法 (2006 年に一部改正可能性あり)、学校教育法。	1933 年児童および年少者法、1963 年児童および年少者法、1968 年児童 (実演) 規則、1998 年児童 (実演) (改正) 規則第 1、2000 年児童 (実演) 改正規則、2000 年児童 (実演) (改正) 第 2 規則	年少労働者保護法 (1976 年制定) 条文番号は、特に断りのない限り、年少労働者保護法のもの。	○労働法典 ・スベクタクル・モデルに従事する児童について ・若年労働者に対する労働規制 ○労働協約 演劇部門 モデル部門 双方に拡張適用された全国協定があり、締結を問わず強行法規的に適用される)。当然、児童にも適用される。条文番号は、特に断りのない限り、労働法典のもの。
最低年齢	○映画の製作又は演劇の事業については、満 13 歳未満の児童についても、児童の健康・福祉に有害ではなく軽易なものについては、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合には、修学時間外に使用可【第 56 条第 2 項】	○生後 15 日。娯楽産業において雇用される生後 15 日から 18 歳までの未成年者は、カリフォルニア州労働基準執行局が発行する労働許可書を所持しなければならぬ。 生後 15 日から 1 か月未満の場合、医師の詳細かつ特別の診断書が必要。	○特に、規定なし。	○14 歳以上の児童は、どのような種類の演劇についての許可も受けられ、就労することができるが、14 歳未満の児童は、(a) 許可が、演劇のためのものであり、児童の役が当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(b) 許可が、バレエまたはもっぱらバレエないしオペラから成る興行のダンスのためのものであり、児童のダンスのパートが当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(c) 実演における児童の役の性質がもっぱらまたは主としてミュージカルであり、かつ、実演の性質も主としてまたはもっぱらミュージカル	○ドイツでは、15 歳未満の児童、全日制就学義務の下にある年少者は、就労させることができない。【5 条 1 項】 ○しかし、演劇興行、音楽会などメディア・文化領域に属する一定の興行については、15 歳未満の児童であっても、監督官庁の特別許可 (以下で「特別許可」) の下で就労させることができる。ただし、この場合であっても、3 歳未満の児童を就労させることはできない。【6 条】	ただし、生の舞台の場合、9 歳以上であることとされる。 モデルについては、【労働法典 R.211-12-1-R.211-12-3】に、年齢に応じた労働時間として規定がある。スベクタクルについては、許可委員会が許可権限を持ち、同様の基準で審査を行っている。最低年齢も、許可委員会の設定基準による。

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
<p>特例がある子役の職種</p> <p>○映画の製作及び演劇の事業に使用される者のみ使用可。【第56条第2項】</p> <p>○演劇子役が演技の業務を行う場合については、深夜業の特例あり。</p>	<p>○娯楽産業に従事する18歳未満の未成年者。モデルも含まれる。カリフォルニア州で適用。また、カリフォルニア州の使用者が、州外でロケを行う等の契約をカリフォルニア州で締結した場合には、州外での実演に対しても適用。</p>	<p>○ニューヨーク州で実演家として創造的または芸術的なサービスを提供する18歳未満の個人（但し、モデルは別規定）。また、ニューヨーク州に居住しながら、同州外で、このようなサービスを提供する18歳未満の個人。</p>	<p>○14歳以上の児童は、どのような種類の実演についての許可も受けられ、就労することができ、(a) 許可が、演劇のための児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(b) 許可が、バレエまたはもつぱらバレエないしオペラから成る興行のダンスのためのものであり、児童のダンスのパートが当該児童の年齢の児童によりなされなければならないとの宣言書を伴う申請である場合、(c) 実演における児童の役は主としてミュージカルであり、かつ、実演の性質も主としてまたはもつぱらミュージカルであるか、実演がオペラまたはバレエだけで成り立っている場合に、限られる【1963年児童および年少者法38条】。</p>	<p>○特別許可を要する催しとは、①舞台興行、②音楽会の演奏その他のパフォーマン、③広告を目的とする催し並びに④テレビ・ラジオの収録及び音声及び画像媒体への収録、並びに⑤映画撮影及び写真撮影である。</p> <p>ただし、児童を自然の生活環境の中で（食べる、睡眠、遊ぶなど）指揮命令することなく広告のために撮影・収録することは、特別許可を要する就業に該当しない。</p>	<p>○スペクタクル・モデルに従事する児童【L.211-6以下】</p> <p>○芸術的・文化的活動、高度なスポーツに従事する児童については適用を受ける【L.211-4】。</p>	
<p>特例がある子役の業務</p> <p>○演劇子役が演技の業務を行う場合については、深夜業の特例あり。</p>	<p>○深夜業に関する規制は、詳細な年齢区分に基づき、就業時間常規制・総労働時間規制の中に組み込まれている。</p>	<p>○深夜業に関する特例はない。</p>	<p>○特例として夜間労働が認められる児童の業務の範囲は、放送または映画のような記録される実演に限られる【1968年児童（実演）規則reg.80】。</p>	<p>○特別許可の対象となる業務は、出演（創造的協働）及びこれに必要な練習（稽古）に参加することである。創造的協働とは、児童が役者、俳優、歌手、音楽家、マネキンのように興行や収録に直接に参加</p>	<p>○労働時間・深夜業・休憩・休日・賃金・休日労働・出演許可・深夜業など労働条件について、多くの特例がある。</p> <p>【L.211-6～L.211-14】 【R.211-2～R.211-13】</p>	

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
年少者の証明書	○年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。【第57条】	○娯楽産業労働許可申請書。このうち、個別許可書は、当該未成年者の親権者・後見人が労働基準執行局に申請。就学年齢児童の場合、学校関係者による学業成績証明が必要。特定の制作業務のための包括許可書の場合は、使用者が申請。親の同意、学校関係者に学業成績証明が必要。	○18歳以下の未成年は、州労働省により発行される児童実演家労働許可書が必要。貸金等の支払いを受けない場合にも必要。但し、学校、学術、教会などの通常の活動または卒業式の場合同、個人の家庭におけるサービス等は不要。親または後見人が、申請義務を負う。学校担当者が、学業成績証明書を発行。使用者が保管。	○許可の申請時に児童の出生証明書の添付が要件とされ、許可の保有者は、許可証を実演の場所で保管し、求めに応じて提示しなければならない。【1968年児童(実演)規則 reg.19、付則1】。	○使用者は特別許可(許可に付された条件・命令を含め)を事業所内の適当な場所に掲示しなければならない。【54条3項】	○許可委員会に身分証明書、書、住民票、成績証明書、学校長の許可証、親権者の同意書、本人の申請を提出することが、各出演ごとに、個別に必要。【R.211-3】 【L.211-6】 ○モデルの場合は、児童の健康診断書、児童及びその法定代理人の身分証明書、住所証明ができる書類【R.211-13】。
子役の労働者性	○原則あり。	○これらの規制の下では、常に被用者として扱われる。	○これらの規制の下では、常に被用者として扱われる。	○児童または年少者が、利益を得るための取引ないしは職業において手伝いをしていない場合は、それに対する報酬の支払いの有無に関わりなく、本法の目的において、雇用されているものと推定されるとする 1933年児童および年少者法の規定【80条】	○原則としてあり。しかし、自営業者である児童(パイオリンやピアノの名人芸や歌手)は、特別許可手続の対象とならない。	○モデル俳優の労働者性は肯定されている【L.762-1】【L.763-1】、スペクタクル・モデルに就労する児童も同様である。
労働契約	○親権者又は後見人が、未成年者に代わって労働契約を締結すること禁じる。親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者	○特に、規制はない。この制度の下では、親権者・後見人に労働許可書の取得義務や財産管理規定の遵守義務を負わせているので、親権者・後見人の管理・監督	○特に、規制はない。この制度の下では、親権者・後見人に労働許可書の取得義務や財産管理規定の遵守義務を負わせているので、親権者・後見人の管理・監督	○未成年者保護のために、子に代わって契約を締結しまたは子の契約に同意を与えてその効力を確定する、という法定代理人制度は存しない。その代わりに、未成年者の契約	○特に規定はないが、通常、親(法定代理人)が児童に代わって労働契約を締結する。【民法1626条、1629条】	○13歳を超えると、離婚や養子について、意思表示が認められており、これと同様に、13歳以上の自署の有効性が肯定されていると推定される。【民法典290条3

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	に不利であると認められる場合には、将来に 向かってこれを解除すること ができる。【第 58 条】	の下で締結されることにな る。 クーガン法上の規定によ り、総収入額の 15%を信託 口座に保管されることで、 児童実質家が、成人した 後に備えるようになっ てい	の下で締結されることにな る。 クーガン法上の規定によ り、総収入額の 15%を信託 口座に保管されることで、 児童実質家が、成人した 後に備えるようになっ てい	をその目的に応じて、①有効 な契約、②未成年者が破棄し ない限り有効な契約、③未成 年者が追認しない限り無効な 契約の 3 つに分類し、未成年 者保護のためにあるものを無 効または取り消しうるものと するが、雇用契約および類似 の契約は、上記の①に該当す る契約とされ、職務の性質や 当該地域の労働市場の状況に 照らし、一般的に期待可能と 認められる条件を基準とし て、通常の条件であれば、そ の中のある条件が未成年者に より不利益であっても、全体 として利益となるものとして 認められ、有効とされ、未成 年者の契約能力が認められ		号・民法典 388 条の 1】ま た、13 歳以上の場合は、就 労したいという児童自らの 意思を表示した書面の提出 が許可申請の際に必要であ る【L.211-7】。 ○契約無能力者とされるの は被保護未成年者と未解放未 成年者【民法典 1124 条】で ある。しかし、未解放未成 年者は満 16 歳のうち、親権 または後見からの解放がな されることよって、商行 為を除き、成年者と同様の 民事上の行為能力が付与さ れる【民法典 L. 482 条】。
職業許可権	○子 (被後見人) は、親 権者 (後見人) の許可な しに職業を営むことが できない。親権者は、子 がその職業に堪えない 事跡があるときは、許可 を取り消し、又は制限す ることができる【民法第 823 条、859 条】	○この許可制度では、常に 親権者・後見人の同意が必 要である。このため、これ らの者の同意がない限り、 未成年者が、この分野での 労働を行うことはできな い。	○この許可制度の下では、 親権者・後見人が、労働許 可書の唯一の申請者であ る。このため、これらの者 の同意がない限り、未成年 者が、この分野での労働を 行うことはできない。	○1989 年児童法 2 条に定めら れている「親の責任」には、 未成年者の子に対する職業許 可権が含まれていないと解さ れている。	○職業許可権について規定な し。 ○親は、訓練及び職業に関し て、子の適性及び素質を考慮 しなければならぬ。【民法 1931a 条】	○親権者の同意書がなければ ば、許可委員会にたいし、 出演申請許可を申し立てる ことができない【L.211 - 6】。 ○13 歳以上の場合は、就労 したいという児童自らの意 思を表示した書面の提出が 必要【L.211 - 7】。
賃金請求権	○親権者又は後見人が、 未成年者に代わって賃 金を受領することを禁 止。未成年者は独立して 使用者に賃金を請求し うる権利を持つ【第 59 条】	○本人にある。	○本人にある。	○親権者又は後見人が、未成 年者に代わって賃金を受領す ることを禁止し、未成年者が 独立して使用者に賃金を請求 しうる権利を持つことを定め る制定法上の規定は存しない が、未成年者には雇用契約そ の他類似の契約に関して、コ モン・ロー上契約能力が認め	○原則として、成人まで賃 金を手にすることはない。 賃金は子役名義の小切手で 一部支給される以外に預託 金庫に預けられる【L.211 - 8】。【R. 211 - 8~R. 211 - 11】	

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
財産管理	<p>○親は子の財産の管理・代表権を持つ。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならぬ。</p> <p>【824条】</p> <p>○後見人は、被後見人の財産管理・代表権をもつ。【859条】</p>	<p>○クーガン法が規制。</p> <p>①芸術的雇用契約に従事する未成年者を雇用する者は、当該未成年者の雇用を開始してから180日以内に、親権者等が設定したクーガン信託口座が利用できる場合には、当該未成年者の総収入額の支払いから15%をアメリカ俳優基金の特別口座に預金する義務を負い、②アメリカ俳優基金は、当該預金について、未成年者の親権者等に通知する義務と、当該未成年者が独立した未成年者か18歳に達したときから60日以内に通知する義務を負い、③労働局長官は、芸術的雇用契約の下で未成年者が業務を遂行するための労働許可書の期間を6か月に設定し、かつ、当該労働許可書に、受託者がクーガン信託口座を開設したことを証する文書が添付されていない場合には、当該労働許可書の発行から10日間の営業日が過ぎたときに、同許可書は無効となる</p>	<p>○すでに存在している場合を除き、親権者・後見人は、児童実演家信託口座を、雇用が開始される15日以内に設置し、この口座の存在と送金に必要なその他の情報を、子役の使用者に通知しなければならない。また、この口座に関する変更があった場合も、同様。</p> <p>親権者・後見人は、この口座の存在を証明する証拠を、州労働省に提出する義務を負う。</p> <p>この児童実演家信託口座は、カリフォルニア州のクーガン法の要件を満たしているものや、未成年者統一信託法、未成年者統一贈与法などの要件を満たすものも認められる。</p> <p>親または親権者は、子役の税引き前収入の15%以上の金額の送金をこの子役信託口座に行いたいと考える場合、その旨を子役の使用者に通知する義務を負う。親または親権者は、子役信託口座の残額が25万ドルを超えた場合、当該口座の信託会社を、信託者として指定する義務を負う。</p>	<p>○1989年児童法2条に定められている「親の責任」に、未成年者の子の財産を管理することが含まれていると解されている</p> <p>○【1968年児童（実演）規則 reg.11】 必要な場合には、当該免許に係る実演に関して児童が得た報酬の全部ないしは一部が、地方教育当局の認められた方法で扱われるよう保証することを許可の保有者に対して求める、という条件を付した許可を地方教育当局は出すことができる。</p>	<p>○親は子供の財産の管理権・代理権をもつ。【民法1629条】</p>	<p>○原則として、賃金の一部を除く残額、あるいは全額について、成年（18歳）するまで預金供託金庫に預けられる【L.211-8】。必要に応じて、本人、親権者の同意、使用目的を示した書類を提出し、許可委員会、児童裁判所署長の決定により引き出すことが可能となる【R.211-8〜R.211-11】</p>
労働時間	○満15歳に達した日以	○娯楽産業における未成年	○規制は、存在していない。	○放送または記録されない劇	○舞台興行の場合、6歳以上	○年齢に応じて、最長労働

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
	<p>後の最初の3月31日が終了していない児童を、修学時間を通算して1週間について40時間、修学時間を通算して1日について7時間を超えて労働させることはできない。【第60条第2項】</p>	<p>者は、1日に8時間以上働くことはできず、また、1週間に48時間以上働くことはできない。娯楽産業における未成年者は、朝5時から午後10時までの時間帯においてのみ働くことができる。ただし、翌日に学校がない日には、夜0時30分まで働くことが認められている。但し、出演の48時間前までに提出された書面による申立に対して、労働省長官がこれを認めた場合には、8歳から18歳未満の未成年者は、午後10時前に開始された「ブレゼンテーション、演劇、またはドラマ」において、授業日前日であっても午後10時過ぎまで、最大限深夜0時まで自らの役柄を続けて演じることができる。</p> <p>なお、この規制に加え、①生後15日以上6か月未満の未成年者、②生後6か月から2歳未満の未成年者、③2歳から6歳未満の未成年者、④6歳から9歳未満の未成年者、⑤9歳から16歳未満の未成年者、⑥16歳から18歳未満の未成年者、という年齢区分で、総労働時間数、就労可能時間帯、学習・休憩・リクリエーションのための時間が設定されている。</p>	<p>一般の未成年労働者に対する規制の適用も、例外とされ、適用されない。</p>	<p>場等での生の実演の場合、児童が、実演ないしリハーサルに参加する時間は、1日当たり3時間30分を限度とする【1968年児童(実演)規則reg.22】</p> <p>○テレビ番組や映画のように放送または記録される実演の場合、①9歳以上の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき4時間まで【1968年児童(実演)規則reg.27】、②5歳以上9歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき3時間まで【1968年児童(実演)規則reg.28】、③5歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加できる合計時間は、1日につき2時間まで【1968年児童(実演)規則reg.29】</p>	<p>の児童を1日につき4時間、○音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする催し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像媒体への収録並びに映画撮影及び写真撮影の場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上6歳未満の児童を1日2時間 ・6歳以上の児童を1日3時間 <p>間を上限として就労させることができる。</p> <p>○上記の上限の下で、監督官庁は、個別就労毎に、1日の労働時間を決定する。【6条1項】</p>	<p>時間、継続労働時間が決定されている。</p> <p>また、学期中と長期休暇中の労働時間規制が異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6か月から3歳、3歳以上から6歳未満 ・1日の最長労働時間は満3歳になるまでは1時間とされている。この間、30分以上連続して労働することはできない。必ず休憩を挟まなければならない。 ・3歳から6歳までは1日の最長労働時間は、2時間である。この間、1時間以上連続して労働させてはならないとされている。 ・1週間の最長時間は、6か月までは1時間、6か月から3歳までは2時間、3歳から6歳までは3時間である。 <p>○就労曜日規制 児童が就学している場合、学期期間中の就労・オーデイションは日曜に行うことはできない。オーデイション・就労は日曜以外の週休日(多くの場合水曜が休日である)、および半休日(土曜など)にかぎり、認められる。</p> <p>【R.211-12-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6歳以上から11歳、12歳から16歳 学期期間中について ・6歳から16歳の児童の就

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
						<p> 労・オーデイションは日曜に行うことはできない。日曜以外の週休日（水曜）、あるいは半休日（土曜）には、次のような労働時間規制にしたがって行う場合に認められる。 </p> <ul style="list-style-type: none"> ○1日の最長労働時間。 ○6歳から11歳までは3時間。この間、連続して労働できる時間は1時間30分を超えない。 ・12歳から16歳までは4時間であり、この間、連続して労働できる時間は2時間を超えてはいけない。 ・また、児童の労働・オーデイションが半休日に行われる場合、1日の最長時間は半分に縮小される。 ○1週間の最長時間は6歳から11歳までは4時間30分であり、12歳から16歳までは6時間である。 <p>[R.211-12-2]</p> <p> ○長期休暇期間中の労働時間 </p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労が可能な期間は各長期休暇期間中の半分までに制限されている。長期休暇期間中にスケジュールやモデルの活動を6歳から16歳の児童の労働時間・オーデイションは、次の労働時間規制に従う場合に認められる。

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
休憩	○労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を与えなければならない。【第34条】	○上記のとおり、各年齢ごとに、休憩時間が設定されている。	○特ご規定がない。	○放送または記録されない劇場等での生の実演の場合、原則として、2つの実演またはリハーサル間の休憩時間は1時間半以上【1968年児童(実演)規則reg.22】 ○テレビ番組や映画のように放送または記録される実演の場合、①9歳以上の児童が、休憩なしで継続して、実演またはリハーサルに参加できるのは、1時間まで、9歳以上の児童は、2回以上の休憩なしに継続して4時間を超えて、	○監督官庁は、個別就労毎に、休憩の長さや時期を決定する。	○年齢により継続労働時間が決められている。また、学期中と長期休暇中では、継続労働時間が異なる。 ○6か月から3歳、3歳以上から6歳未満 ・1日の最長労働時間は満3歳になるまでは1時間とされている。この間、30分以上連続して労働することはできない。すなわち、必ず休憩を挟まなければならない。 ・3歳から6歳までは1日
						○1日の最長時間は、6歳から11歳までは6時間であり、この間連続して2時間以上就労することはできない。 ○12歳から16歳までは7時間。この間、連続して3時間以上就労することはできない。 ○1週間の最長時間は、6歳から11歳までは12時間、12歳から14歳までは14時間、14歳から16歳までは18時間である。 【R.211-12-3】 なお、就労が可能となる年齢は3か月からであるが、監察医の同意が必要となる。舞台などの生の興行に出演する場合は、9歳以上からである。

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
				<p>実演場所またはリハーサル以上の児童は、3 回以上の休憩なしに継続して 8 時間を超えて、実演場所またはリハーサルに居てはならない</p> <p>【1968 年児童 (実演) 規則 reg.27】、②5 歳以上 9 歳未満の児童が、休憩なしに継続して、実演またはリハーサルに参加できるのは 45 分まで、5 歳以上 9 歳未満の児童は、2 回以上の休憩なしに継続して 3 時間 30 分を超えて、実演場所またはリハーサルに居てはならない、5 歳以上 9 歳未満の児童は、3 回以上の休憩なしに継続して 8 時間を超えて、実演場所またはリハーサルに居てはならない</p> <p>【1968 年児童 (実演) 規則 reg.28】、③5 歳未満の児童が、休憩なしに継続して、実演またはリハーサルに参加できるのは、30 分まで、5 歳未満の児童が、実演またはリハーサルに参加していない時間はすべて、食事、休憩、レクリエーションのために使われる</p> <p>【1968 年児童 (実演) 規則 reg.29】</p>		<p>の最長労働時間は、2 時間である。この間、1 時間以上連続して労働させてはならないとされている。</p> <p>○1 日の最長時間 6 歳から 11 歳までは ・6 歳から 11 歳までは 3 時間、この間、連続して労働できる時間は 1 時間 30 分をこえることはできない。</p> <p>・12 歳から 16 歳までは 4 時間であり、この間、連続して労働できる時間は 2 時間を超えてはいけない。</p> <p>・また、児童の労働・オーデイションが半休日に行われる場合、1 日の最長時間は半分に縮小される。</p> <p>【R.211-12-2】</p> <p>○長期休暇期間中の労働時間 ・就労が可能な期間は各長期休暇期間中の半分に制限されている。長期休暇期間中にスペクタクルやモデルの活動を 6 歳から 16 歳の児童の労働時間・オーデイションは、次の労働時間規制に従う場合に認められる。</p> <p>○1 日の最長時間は、6 歳から 11 歳までは 6 時間であり、この間連続して 2 時間以上就労することはできない。</p> <p>○12 歳から 16 歳までは 7 時間、この間、連続して 3</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
時間外労働	<p>○満18歳未満の者には、原則として時間外労働をさせることはできない。【第60条第1項】</p> <p>○15歳以上18歳未満の者について、1週間の労働時間が法定労働時間を超えない範囲内で、1週間のうち1日の労働時間を4時間以内に短縮する場合には、他の日の労働時間を10時間まで延長可能。【第60条第3項1号】</p>	<p>○上記の労働時間の制限の中で、一定の時間延長が認められる場合がある。</p>	<p>○特に、規定がない。</p>	<p>○児童(満16歳に達して以後の卒業の日(6月の最終週の金曜日)までの義務教育期間にある者)には、時間外労働をさせることはできない</p>	<p>○使用者は、6条1項に定める労働時間の上限を超えて就労させることはできない。</p>	<p>○規定された労働時間を超えて労働させることは出来ない</p>
休日	<p>○満18歳未満の者には、原則として休日労働をさせることはできない。【第60条第1項】</p>	<p>○特に規定はないが、上記の労働時間の制限と、学校において認められる欠席日数の制限から、規制がかかる。</p>	<p>○特に規定がない。</p>	<p>○児童が放送または記録されない劇場等での生の実演に従事する場合には週1日の休日、テレビ番組や映画のようには放送または記録される実演に従事する場合には週2日の休日、両方に従事する場合には週2日の休日【1968年児童(実演)規則 reg.21, reg.25】</p> <p>○上記の休日に関しては例外が認められていないので、児童には休日労働をさせることはできない。</p>	<p>○特別許可を受けた児童に対しては、年少者のように土曜日・日曜日の就労禁止規定及び週5日の労働日の限定はない。監督官庁が、児童の年齢、個々の業務の性質、時期を考慮して個別に決定する。</p>	<p>○児童モデルを日曜に労働させることは出来ない。【R.211-12-1~R.211-12-3】</p> <p>○児童モデル・スペクタクルに出演する児童に長期休暇の半分を超えて労働させることは出来ない。【労働法典 R.211-11, R.211-12-2】</p>
休息期間	<p>○該当する規定なし</p>	<p>○上記のとおり、各年齢ごとに、休憩期間が設定されている。</p>	<p>○特に、規定がない。</p>	<p>○原則として、週当たり認められる最大日数、場合によっては、8連続週の間、サーカスの実演以外の実演ないしリハーサルに参加する児童は、その次の連続する14日間、実演またはリハーサルに参加し</p>	<p>○使用者は、児童に対し就労終了後14時間以上の連続した自由時間(休息時間)を与えなければならない。【6条2項5号】</p>	<p>○18歳未満の労働者・研修者については、労働と労働との間に、12時間の休息期間がおかれなければならない。16歳以下の場合には14時間の休息期間がおかれなければならない。【L.213-1</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
深夜業 (就労可能時間帯)	<p>○午後8時から午前5時までの間に使用してはならない。</p> <p>○演劇子役が、演技を行う業務に従事する場合には、当分の間、午後9時から午前6時までの間に使用してはならない。</p> <p>【第61条第5項、第56条第2項】</p>	<p>○上記のとおり、各年齢ごとに、深夜業の可能・不可能が規定されている。</p>	<p>○規制は、存在していない。一般の未成年労働者に対する規制の適用も、例外とされ、適用されない。</p>	<p>てはならないし、その他の形式でも雇用されてはならない【1968年児童(実演)規則 reg.16】</p> <p>○映画のような記録される実演において、児童の実演が原則として認められていない夜間の時間帯に撮影がなされなければならず、それに児童の実演が不可欠であることを地方教育当局が確信させられる場合に限り、当局の許可に基づき、児童の夜間労働が認められる。この場合、夜間労働後の休息期間の保障が条件とされる【1968年児童(実演)規則 reg.30】</p>	<p>○児童の深夜業規制(就労可能時間帯)は、興行の種類と児童の年齢によって異なっている。</p> <p>①舞台興行の場合、6歳以上の児童について午前10時～午後11時までの間、</p> <p>②音楽会での演奏その他のパフォーマンス、広告を目的とする権し並びにテレビ・ラジオの収録、音声及び画像媒体への収録並びに映画撮影及び写真撮影の場合には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳から6歳までの児童について午前8時から午後5時までの間 ・6歳以上の児童について午前8時から午後10時までの間、 <p>とされている。 【6条1項】</p>	<p>9]</p> <p>○原則として、18歳未満の若年労働者が深夜業に就労することを禁止する。 【L.213 - 7】</p> <p>○深夜業に該当する時間帯は、年齢により異なるが、16歳以上18歳未満の若年労働者については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後10時から午前6時までであり、この時間に従事するあらゆる労働はスペクタクルも含め、深夜業であるとされる。【L.213 - 8】 ○16歳以下の児童については、午後8時から午前6時までの時間帯に従事すると考えられる。【L.213 - 8 <p>8 罰則規定 R.261 - 7]</p> <p>○深夜就労が必要となる場合は、労働監督官の同意を得ることを要件として、深夜業に就労することが可能となる。就労が認められるのは、スペクタクルであり、生の舞台に限定される。したがって、映画、テレビ、録音などは認められない 【L.213 - 7】。深夜就労には産業医の意見が重視される。【R.213 - 6、R.213 - 7】また、モデルについては夜間労働を認めない。</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
<p>使用許可手続き (行政官庁・各学 校長等)</p>	<p>○児童の使用許可申請の際には、児童の年齢を証明する戸籍証明書、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書が必要。 【年少則第2条】</p>	<p>○娯楽産業労働許可申請書については、上記のとおり。使用者は、これとは別途に、未成年者娯楽産業雇用許可書を所持する義務が課されている。労働基準執行局に申請。</p>	<p>○児童実演家労働許可書については、上記のとおり。使用者は、これとは別途に、児童実演家雇用適格証明書を取得する義務あり。労働局に申請。</p>	<p>○許可の申請書には、児童の親による同意する旨の署名がなされなければならない。また、児童の出生証明書その他の児童の年齢を証明するもの、児童の写真、契約書(案)、および1963年児童および年少者法38条に基づき実演が当該児童の年齢の児童によりなされなければならない旨の宣言書が添付されなければならない【同規則reg.1、付則1】。</p>	<p>○監督官庁は、以下の要件を満たすとき、権限ある青少年局の意見を聴いた上で、児童の就労を許可することができる。 ①親権者が書面をもって就労に同意したとき ②監督官庁に対し、3か月以内に医師により発行された健康証明書が提出されたとき ③児童を生命・健康危険から保護し並びに当該児童の肉体的・精神的成長の侵害を回避するため必要な予防策や措置を講じたとき ④就労に際し児童の看護・監督が確保されているとき ⑤就労終了後14時間以上の連続した自由時間が与えられるとき ⑥学校長が授業進行に遅れないことを認めたととき</p>	<p>ただし、深夜就労が認められたとしても、若年労働者が就労を認められない深夜時間帯が規定されている。若年労働者が深夜労働に従事する場合であっても、午前0時から翌朝4時までの時間帯に、就労することはできない就労が禁止される。【L.213 - 10】 ○モデルについては16歳未満の夜間労働を禁止。 ○深夜業の就労は週2回、年30回が最大限許容される回数である。【R.213 - 9】 ○親の承諾書、一定の年齢を超えている場合(13歳)は本人の同意書、学校長の同意書、健康診断書(必要とされる場合は児童精神科医の診断書)、使用者からは、脚本、具体的な活動内容、撮影期間、撮影計画などが許可委員会に提出され、許可が下りた場合には、児童をスペクタクルに使用する事が可能となる。 【L.211 - 7・R.211 - 2、R.211 - 3】 ○モデル事務所の場合は、事務所が許可を受けている場合、各撮影ごとの許可申請は不要である。モデル事務所の認可についても、規定がある。【L.211 - 7、R.211 - 3 - 1、R.211 - 6、R.211 - 6 - 1】</p>

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
禁止行為	○公衆の娯楽を目的として、15歳未満の児童にかかるとは曲馬をさせる行為を禁止【児童福祉法第34条3項】 ○15歳未満の児童に戸々又は道路他の場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為を禁止【児童福祉法第34条4項】	○カリフォルニア州で、未成年者に対して、制限・禁止されている職業・業務に従事することはできない。	○上記の児童演技家労働許可があり、連邦職業安全衛生法に基づいた安全装置や保護設備の利用により保護されている場合を除き、16歳未満の未成年者に、①綱渡り人、②体操選手(但し、ノンプロの立場の選手またはアマチュアとしての活動は除く)、③馬またはその他の動物に乗る人(ノンプロの乗馬ショーに出る場合を除く)、④曲芸師、⑤自転車その他の機械の乗り物又は装置に乗る活動、を禁止。また、①レスラー、ボクサー又は体を曲げる曲芸師としての活動、②違法、猥褻又は不道徳な展示または行為、③精神障害、知能障害、奇形、身体の異常な形態・発達が見られる未成年者を展示会に出演させること、を全面的に禁止。	○生命ないしは手足が危険にさらされるような公開の実演に、児童を参加させはならない【1933年児童および年少者法23条】 ○12歳未満の児童に危険な性質の実演に参加させるための訓練をさせてはならない【1933年児童および年少者法24条1項】	【6条2項】 ○6条に定める特別許可は、カバレット、ダンスホール、同種の事業並びに遊園地、定期市、ショーその他の催しについてとは与えてはならない。【6条1項】	○16歳未満の児童に、危険な技をさせること、関節をはずして、体を曲げさせること、児童の生命、健康、精神にとつて危険な業務に就労させること。【L.211-11】 ○父母が軽業師、動物使い、サーカスの団長、旅芸人の仕事をする場合を除き(その場合であっても12歳以下の就労を禁止)、16歳未満の児童を興業で就労させる事。【L.221-11】
民営職業紹介等の規制	○求職者からの手数料の徴収については原則禁止。【同法第32条の3】 ○手数料を徴収してよい例外は、芸能家(放送番組(広告放送を含む。)、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者)若しくはモデルの職業に紹介した求職	○芸能関係代理法がある。タレント・エージェントを行うためには、ライセンスを取得する義務あり。また、未成年者に関しては、①未成年者を酒場やアルコールが消費される場所に送ることを禁止し、②、タレント・エージェントには、未成年者の雇用契約を承諾する権限がないことを明ら	○特に規定なし。	○興行に携わる児童・年少者についても、職業紹介事業者は、手数料を徴収することができない【2003年職業紹介事業者および労働者派遣事業活動規則Reg.26(1)、付則3】 ただし、この場合、求職者と職業紹介事業者の間でなされる約定には、次の事項が含まれていなければならない。 ①事業者によって提供される	○すべての民間職業紹介事業者は児童についても、その就労が認められている者については職業紹介を行うことができる。 求職者からの報酬(手数料)は原則として2000ユーロを超えてはならない。しかし、芸術家等の特定の職業については、この報酬の上限は適用されない。	○民間職業紹介事業者の規定は、モデル事務所を改行するためには、ライセンスを取得する必要はない【L.763-3】。このライセンスを保有し児童を雇用する認可を受けている場合、個別許可は不要。認可がない場合は、個別許可が必要である【L.211-7、R.211-3-1、R.211-6、R.212-6】

	<p>日本</p> <p>者(中略)から、賃金の額が厚生労働大臣の定める額を超える者に限り、就職後6か月以内に支払われた賃金の100分の10.5(免税事業者にあつては、100分の10.2)に相当する額以下の手数料を徴収する場合。【職業安定法施行規則第20条2項】</p>	<p>アメリカ(カリフォルニア州)</p> <p>かにし、③法的に承認手続を経た契約書式を用い、裁判所により当該契約が承認された場合には、契約当事者が未成年者たる地位にあることをもって、有効に成立した契約を取消することができないと定めている。</p>	<p>アメリカ(ニューヨーク州)</p>	<p>イギリス</p> <p>職業紹介サービスの詳細、 ②求職者のために、雇い主と契約する権限を職業紹介事業者が有するか否か、それを有する場合には、その権限の詳細、 ③職業紹介事業者が、求職者のために金銭を受け取ることができるか否かについての指示文、 ④手数料の額と計算方法、手数料がかかる職業紹介サービスの内容、事業者から求職者への払い戻しの有無とそれがある場合の条件、手数料の支払方法、事業者が受け取った求職者の所得から差し引く場合にはその条件、といった事項を含む、手数料についての詳細、 ⑤求職者が求職者と職業紹介事業者との間の契約を解約する場合における予告の必要の有無、および、それかいる場合における予告期間の長さについての指示文、 ⑥求職者と職業紹介事業者との間の契約が解約される場合における求職者の予告を受ける権利の有無、およびそれがあある場合における予告期間の長さについての指示文。 【2003年職業紹介事業および労働者派遣事業活動規則 reg.16】</p>	<p>ドイツ</p> <p>民間職業紹介事業者は、芸術家としての職業を紹介する場合、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の100分の14を超えない報酬を労働者から徴収することができると。 紹介された雇用関係が、①12か月を超える期間に及ぶ場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金の12か月分に対して合計100分の14の報酬②7日以下の期間である場合には、紹介を受けた労働者が受給資格を有する賃金に対して100分の18の報酬(いずれも売上税を含め)を超えてはならない。</p>	<p>フランス</p> <p>-1]</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------

	日本	アメリカ (カリフォルニア州)	アメリカ (ニューヨーク州)	イギリス	ドイツ	フランス
その他		○労務の現場で、未成年実演家の学習と福祉を促進する目的で、スタジオ教員制度が設けられている。	○2 日以上、仕事のために学校を休み場合には、使用者が教員免許をもつ教員をつける、児童実演家を指導する義務を負う。			